

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業
補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 交付要綱別表に定めている補助金の交付対象となる経費は、次の（１）若しくは（２）のいずれかに該当する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとし、予算の範囲内において交付する。

（１）居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策に資する通話録音装置等の購入事業

- ア 固定電話用通話録音装置購入費
- イ ボイスレコーダー購入費
- ウ 上記ア・イと同等と認められる機器購入等の費用
- エ 防刃チョッキ、防犯ブザー等の物品購入費

（２）居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策に資する警備会社による屋外用セキュリティサービスの導入事業

- ア 初期登録費、加入料金
- イ 初期導入時に発生する備品及び付属品購入費
- ウ 上記ア・イと同等と認められる初期導入経費

なお、上記（１）若しくは（２）において、電話機本体、スマートフォン及びタブレット端末等の汎用性のある機器・物品の購入経費やセキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは補助の対象としない。

2 国、自治体等の他の補助金及び寄付金との併用はできないものとする。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第3条 補助事業の着手時期（発注、契約）は、令和8年7月3日以降でなければならない。

2 補助事業者は、知事が定める実績報告提出期限までに補助事業を完了しなければならない。

3 前項に規定する補助事業完了とは、補助事業の内容及び支払いの完了とする。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第11条第1項に定める補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に該当する書類を添付するものとする。

（１）補助対象経費に係る領収書等の写し。

(2) 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し。ただし、領収書等に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。

(3) その他知事が必要と認める書類。

2 該当するすべての居宅介護事業所及び介護予防支援事業所について、法人が一括して申請するものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行し、令和8年7月3日から令和9年3月31日まで適用する。

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築するため、介護支援専門員に対する暴力・ハラスメントなどの安全確保対策に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する居宅介護支援事業所等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

事業名	補助対象事業
介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業	介護支援専門員の安全確保対策に資するため、令和8年7月3日から令和9年3月31日までの間に通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービスの導入を行う事業（経費の支払いが令和8年7月3日から令和9年3月31日までのものに限る。）

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、以下に掲げる事業を実施し、埼玉県内に所在する介護事業所を運営する法人とする（ただし、市町村が自ら実施する場合を除く。）。

なお、(1) 及び (2) の介護事業所を同一事業所で運営している場合は、原則としていずれか一方の事業所を対象とする。

(1) 指定居宅介護支援

(2) 指定介護予防支援

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の第1欄に定める経費とし、補助率は同表第3欄に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第5条 交付額は、別表の第2欄に定める補助基準額と第1欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を変更、中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (8) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（交付の方法）

第9条 知事は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、補助金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

（実績報告書の様式等）

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、当該補助決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日の翌日から1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事が指定した書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとし、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 13 条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに様式第 6 号の請求書を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

(決定の取消し等)

第 14 条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) 補助事業者から事業の変更、中止又は廃止の申請があったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

(雑則)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月３１日から施行し、令和８年７月３日から令和９年３月３１日までに行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。

別表（第4条・第5条関係）

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
通話録音装置等の購入費及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費。 （ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）	1 事業所当たり 100 千円	10 分の 10

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する 安全確保対策推進事業補助金実施要領Q & A

【目次】

1 対象事業所について

- Q 1 県内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。
- Q 2 「指定介護予防支援」が補助対象になるとあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。
- Q 3 当法人は複数居宅介護支援事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。
- Q 4 当法人は、居宅介護支援事業所を3箇所運営している。通話録音装置を3箇所の事業所に個別に導入するので、その場合は、1事業所当たり10万円の補助基準額で、それぞれ申請できるのか。
- Q 5 当法人は東京都に所在しており、東京都内に3箇所、埼玉県内に2箇所の居宅介護支援事業所を運営している。今回、5箇所の事業所全てに通話録音装置を導入するのだが、一括して埼玉県に補助金を申請してよいか。
- Q 6 当事業所は、居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている。電話回線は事業所に1本で電話機も1台、そのため導入する通話録音装置も1台である。その場合、かかった経費について、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の両方に安全確保対策推進事業補助金の申請ができるのか。
- Q 7 当事業所は、居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている。事業所の電話回線は居宅介護支援事業と介護予防支援事業所で別にしており、回線が2本で電話機も別々。導入する通話録音装置も別になるので2台である。その場合、かかった経費について、それぞれで安全確保対策推進事業補助金の申請をしてよいか。
- Q 8 当事業所は、居宅介護支援と訪問介護の指定を受けている。ただし、電話回線は事業所に1本で電話機も1台、そのため導入する通話録音装置も1台である。その場合、かかった経費について、安全確保対策推進事業補助金の申請はどのようにすべきか。

2 補助基準額について

- Q 9 当事業所には電話機が3台あるため、通話録音装置も3台購入する予定である。その場合、補助基準額は10万円の3倍で30万円になるのか。

Q10 当事業所では通話録音装置の購入と、出張時のセキュリティーサービスの導入を考えている。その場合、補助基準額はそれぞれの経費につき10万円で、計20万円になるのか。

Q11 通話録音装置の購入費は税抜き1万2千円だったが、補助金の申請は補助基準額の10万円まで（購入費以上の額）申請できるか。

Q12 通話録音装置とセキュリティーサービスの導入経費を合わせて税抜きで12万円かかった。補助基準額は10万円とのことだが、補助額はどうか。

Q13 購入費について、税込金額が補助対象経費として認められるのか。

Q14 交付申請した補助金は、必ず全額を交付決定してもらえるのか。

3 補助の対象となる経費について

Q15 購入予定の経費について補助申請できるか。

Q16 物品購入を考えているが、現在検討中であり、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

Q17 通話録音装置を令和8年7月2日に発注し、同日納品され、代金の支払いは翌日の7月3日にした。この場合、補助金の対象となるか。

Q18 通話録音装置を購入し、令和9年2月中に納品されたが、購入代金の支払いは令和9年3月末になってしまい、「1か月以内」に提出が必要な実績報告が間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

Q19 物品購入費は、どのようなものが補助の対象となるのか。

Q20 通話録音装置等の備品購入費とあるが、当事業所では録音機器を購入する必要が無い通話録音サービスの導入を考えている。通話録音サービスの導入経費は補助対象となるのか。

Q21 固定電話用通話録音装置とはどのようなものか。電話機本体の購入は補助対象となるのか。

Q22 携帯電話に通話録音装置をつけるために通信キャリア会社の電話録音サービスに加入する場合、補助対象となるのか。

Q23 中古品の購入費も補助対象になるのか。

Q24 物品に係る推奨機種や基準はあるのか。

Q25 屋外用（出張時）セキュリティーサービスとはどのようなものか。

Q26 屋外用（出張時）セキュリティーサービスの導入経費とは、どのような経費が対象となるのか。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料も対象となるのか。

Q27 屋外用（出張時）セキュリティーサービスによる通報で、警備会社の警

備員が現地にかけつけた際の、警備員の出張費は補助の対象となるのか。

Q28 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類（写し）の添付が必要か。

Q29 領収書の宛名は法人名でよいか。

Q30 当法人は5か所の居宅介護支援事業所を運営しており、5か所すべてに通話録音装置を導入する予定である。導入の際は、法人本部で5台一括購入する予定であるが、その場合、領収書に5か所の事業所名を全て記載してもらう必要があるか。

Q31 物品の設置・設定費用は補助対象になるのか。

Q32 クレジットカードで支払った場合、いつまでの引き落とし分が対象になるのか。

Q33 個人名義のクレジットカードで立替払いした場合、いつまでに法人に精算したものが対象になるのか。

4 その他

Q34 交付申請した内容を変更したいがどうしたらよいか。

Q35 交付決定通知が届いたが、決定した内容を変更したいがどうしたらよいか。

1 対象事業所について

Q 1 県内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。

A 対象となります。

Q 2 「指定介護予防支援」が補助対象になるとあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。

A 地域包括支援センターが、介護予防支援の指定を受けている場合は対象となります。

ただし、市町村直営の地域包括支援センターの場合は対象になりません。

Q 3 当法人は複数居宅介護支援事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。

A 同一法人については、全ての事業所を一つの申請書類にまとめ、1回で申請してください。

Q 4 当法人は、居宅介護支援事業所を3箇所運営している。
通話録音装置を3箇所の事業所に個別に導入するので、その場合は、1事業所当たり10万円の補助基準額で、それぞれ申請できるのか。

A それぞれ申請できます。

ただし、申請書類については法人で一つにまとめて申請してください。

Q 5 当法人は東京都に所在しており、東京都内に 3 箇所、埼玉県内に 2 箇所の居宅介護支援事業所を運営している。

今回、5 箇所の事業所全てに通話録音装置を導入するのだが、一括して埼玉県に補助金を申請してよいか。

A 埼玉県内に所在する事業所に導入する分の購入経費についてのみ、申請ができます。（今回で言えば、埼玉県内に所在する 2 箇所の事業所分のみとなります。）

Q 6 当事業所は、居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている。

電話回線は事業所に 1 本で電話機も 1 台、そのため導入する通話録音装置も 1 台である。

その場合、かかった経費について、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の両方に安全確保対策推進事業補助金の申請ができるのか。

A 両方の事業所がそれぞれ申請することはできません。申請できるのはどちらか一方になります。

Q 7 当事業所は、居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている。

事業所の電話回線は居宅介護支援事業と介護予防支援事業所で別にしており、回線が 2 本で電話機も別々。導入する通話録音装置も別になるので 2 台である。

その場合、かかった経費について、それぞれで安全確保対策推進事業補助金の申請をしてよいか。

A 居宅介護支援事業所の電話機の通話録音装置の領収書と、介護予防支援事業所の電話機の通話録音装置の領収書が別であれば、それぞれの事業所の分として申請してください。

もし、領収書が 1 通で、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の通話録音装置の分が合算されている場合には、それぞれの分で請求することがわかる内訳を提出してください。

Q 8 当事業所は、居宅介護支援と訪問介護の指定を受けている。

ただし、電話回線は事業所に 1 本で電話機も 1 台、そのため導入する通話録音装置も 1 台である。

その場合、かかった経費について、安全確保対策推進事業補助金の申請はどのようにすべきか。

A 当該補助金の補助対象事業所は指定居宅介護支援と指定介護予防支援を行う事業所です。

訪問介護事業所の費用は対象外となりますので、事務量を勘案して居宅介護支援に係る負担分がわかる内訳を添付の上、申請してください。

不明な点がありましたら、事前に県高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。

2 補助基準額について

Q 9 当事業所には電話機が 3 台あるため、通話録音装置も 3 台購入する予定である。その場合、補助基準額は 1 0 万円の 3 倍で 3 0 万円になるのか。

A 補助基準額は 1 事業所当たりの金額になります。そのため通話録音装置を何台購入したとしても補助基準額は 1 0 万円です。

Q 10 当事業所では通話録音装置の購入と、出張時のセキュリティーサービスの導入を考えている。

その場合、補助基準額はそれぞれの経費につき 1 0 万円で、計 2 0 万円になるのか。

A 補助基準額は、通話録音装置の購入費とセキュリティーサービスの導入経費を全て合わせ、1 事業所当たり 1 0 万円です。

Q 11 通話録音装置の購入費は税抜き 1 万 2 千円だったが、補助金の申請は補助基準額の 1 0 万円まで（購入費以上の額）申請できるか。

A 申請できません。

申請できるのは実際にかかった 1 万 2 千円になります。

Q12 通話録音装置とセキュリティーサービスの導入経費を合わせて税抜きで12万円かった。補助基準額は10万円とのことだが、補助額はどうか。

A 実際の経費は12万円ですが、補助基準額が10万円ですので補助対象額は低い方の額10万円となります。

Q13 購入費について、税込金額が補助対象経費として認められるのか。

A 消費税額を除いた額が補助対象額となります。
そのため申請書には、消費税分を除いた額を記載してください。

Q14 交付申請した補助金は、必ず全額を交付決定してもらえるのか。

A 1事業所当たりの補助基準額は10万円としています。
しかし、当該補助金は予算の範囲内での補助となるため、申請が予算額を上回る場合は、申請額から減額して交付決定をする可能性があります。

3 補助の対象となる経費について

Q15 購入予定の経費について補助申請できるか。

A 申請できます。
ただし、補助金として交付できるのは、交付決定し、実績報告で提出していただく購入済みのものに係る経費のみです。

Q16 物品購入を考えているが、現在検討中であり、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

A 申請をお待ちすることはできかねますので、申請期限までに間に合うよう申請書の提出をお願いします。

Q17 通話録音装置を令和8年7月2日に発注し、同日納品され、代金の支払いは翌日の7月3日にした。この場合、補助金の対象となるか。

A 対象になりません。

通話録音装置等の代金や屋外用（出張用）セキュリティーサービスの導入の発注や契約が令和8年7月3日以降のものが補助金の対象となります。

Q18 通話録音装置を購入し、令和9年2月中に納品されたが、購入代金の支払いは令和9年3月末になってしまい、「1か月以内」に提出が必要な実績報告が間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

A 対象となります。

この場合、事前に県高齢者福祉課介護人材担当（電話番号：048-830-3232）に電話連絡の上、事業所番号、事業者名、対象経費、対象物、対象金額、実績報告予定日（令和9年3月31日まで）をメール（a3240-18@pref.saitama.lg.jp）で送付してください。

Q19 物品購入費は、どのようなものが補助の対象となるのか。

A 「埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業補助金実施要領」第2条第1項（工）の防刃チョッキ、防犯ブザーのほか、防護用手袋、防護用腕カバー、防犯用ホイッスル等です。

催涙スプレーなど、相手の身体に害を負わせるようなものについては、補助の対象とはしません。

加えて、スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器・物品の購入経費は補助の対象とはしません。

上記に記載以外のものの購入を検討している場合は、事前に高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。

Q20 通話録音装置等の備品購入費とあるが、当事業所では録音機器を購入する必要が無い通話録音サービスの導入を考えている。
通話録音サービスの導入経費は補助対象となるのか。

A 対象になりません。

この補助金は、通話録音装置等の機器購入に係る経費のみが対象です。
なお、スマートフォンやタブレット端末等の購入費用は対象にはなりません。

Q21 固定電話用通話録音装置とはどのようなものか。電話機本体の購入は補助対象となるのか。

A 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝えるなどの機能を有するものです。電話機本体の購入は対象になりません。また、録音機能を内蔵した電話機の購入も対象になりません。

Q22 携帯電話に通話録音装置をつけるために通信キャリア会社の電話録音サービスに加入する場合、補助対象となるのか。

A 初回登録料などの初期費用は補助対象となりますが、初月の月額料金などはランニングコストに該当するため、対象になりません。

Q23 中古品の購入費も補助対象になるのか。

A 中古品の購入費も対象とします。

ただし、実績報告時に支出した費用に係る領収書等の証拠書類（写し）の添付が必要となりますので、購入した際には、購入店で必ず受領してください。

Q24 物品に係る推奨機種や基準はあるのか。

A 特に指定はありません。各事業所で最適と思われるものを御購入ください。
なお、購入したものについて疑義が生じた場合は、説明を求めることがあります。

Q25 屋外用（出張時）セキュリティーサービスとはどのようなものか。

A セキュリティーサービスとは、介護支援専門員が利用者宅を訪問している際、利用者又は家族から暴力等の危害を受けた場合、通報装置で警備会社に通報するサービスを想定しています。

Q26 屋外用（出張時）セキュリティーサービスの導入経費とは、どのような経費が対象となるのか。

契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料も対象となるのか。

A 対象となる経費は、初期導入費用である初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。

契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料（継続費用）は対象にはなりません。

Q27 屋外用（出張時）セキュリティーサービスによる通報で、警備会社の警備員が現地にかけつけた際の、警備員の出張費は補助の対象となるのか。

A 対象になりません。

Q28 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類（写し）の添付が必要か。

A 申請時には添付の必要はありません。実績報告時に支出した費用に係る領収書等の証拠書類（写し）の添付してください。

屋外用（出張時）セキュリティーサービスの場合、領収書に加え、契約書、初期導入費用の明細がわかるもの等も必要です。

Q29 領収書の宛名は法人名でよいのか。

A 領収書の宛名は、法人名に加え事業所名を記載してもらうようにしてください。

宛名が個人名の領収書は受け付けることができません。

Q30 当法人は5か所の居宅介護支援事業所を運営しており、5か所すべてに通話録音装置を導入する予定である。

導入の際は、法人本部で5台一括購入する予定であるが、その場合、領収書に5か所の事業所名を全て記載してもらう必要があるか。

A お問い合わせのような場合については、事前に県高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）に御相談ください。

Q31 物品の設置・設定費用は補助対象になるのか。

A 物品の場合、その購入にかかる経費が補助対象となるため、購入した物品の設置や初期設定にかかる経費は補助対象になりません。

Q32 クレジットカードで支払った場合、いつまでの引き落とし分が対象になるのか。

A クレジットカードによる支払いについて、原則として事業完了期日である、交付決定の属する年度の3月31日までに口座から引き落とされていない場合は、補助対象外となりますので御留意ください。

Q33 個人名義のクレジットカードで立替払いした場合、いつまでに法人に精算したものが対象になるのか。

A 交付決定の属する年度の3月31日までに精算が完了したものが補助対象になります。その場合、精算の証拠書類を求める場合があります。

4 その他

Q34 交付申請した内容を変更したいがどうしたらよいか。

A 高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。

Q35 交付決定通知が届いたが、決定した内容を変更したいがどうしたらよい
か。

A 原則、交付決定した内容を変更することは認められません。
高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。